事業事前評価表

I. 対象事業名
国名：スリランカ民主社会主義共和国 案件名：貧困緩和マイクロファイナンス事業（II） L/A 調印日：2008 年 7 月 29 日 承諾金額：2,575 百万円 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府(The Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka）
II. 本行が支援することの必要性・妥当性
1. スリランカにおける貧困に係る現状と課題 2006年現在、スリランカ人口の約23%を貧困層が占める（都市部人口の8%、農村部人口の23%、プランテーション農園部人口の30%）。スリランカにおける貧困率、地域格差ともに、過去20年ほどで状況改善が見られるものの、依然、貧困問題はスリランカの開発における課題である。一方、スリランカの貧困問題への取り組みを遅らせる要因の一つとされる北・東部状況については、20年以上続く紛争により、経済環境が著しく悪化しており、国の経済成長率が年平均5.5%だった2001年においても、北・東部だけを取り上げると-6.2%を記録した。 **2. スリランカにおける開発政策と本事業の位置づけ** スリランカ政府は 2015 年までに全国の貧困率を 13%まで削減することを目標としており、2005 年 11 月、新政権の基本政策であるマヒンダ・チンタナを発表し、その中で地方・農村開発による貧困削減及び地域間格差是正に取り組むことを掲げている。また、北・東部については、「北・東部において、人々が生活のできる最低限の権利を与えられるような平和な環境ができれば、わが国の迅速な社会的、経済的発展が期待される」としており、スリランカの開発にとって、北・東部の経済的・社会的安は重要であるとしている。本事業は、貧困削減としての有効なツールとしてスリランカ政府が位置づけているマイクロファイナンス事業を、スリランカ全体の開発に不可欠とされる北・東部の経済的、社会的安定化を念頭に置き、長期に亘る紛争の影響を受けている北・東部及びその周辺貧困地域を対象に実施されるものである。 **3. わが国及び本行のスリランカ／貧困削減戦略に対する援助方針** 我が国の「対スリランカ国別援助計画」（2004 年 4 月）では、今後 5 年間の援助の方向性として、「貧困対策に対する支援」が掲げられている。また、本行は海外経済協力業務実施方針（～平成 20 年 9 月末）において「持続的成長に向けた基盤整備」等を重点分野と位置付け、対スリランカ支援の重点分野を「貧困緩和のための経済成長支援」、「平和構築のための民族間・地域間格差の是正」としている。本事業は、北・東部及びその周辺の貧困度の高い地域を対象としてマイクロファイナンスの活動を実施することにより、対象地域における経済、社会の再建を目指しており、国別援助計画及び本行海外経済協力実施方針と合致していることから、本行が支援することの必要性・妥当性は高い。

III. 事業の目的等

本事業は、北・東部及びその周辺の貧困度の高い地域の貧困層に対し、クレジットを提供し、また、参加金融機関、マイクロファイナンス支援機関、及び受益者に対するトレーニングを実施することにより、貧困層の所得水準向上を図り、もって同地域の貧困緩和及び社会的・経済的安定化に寄与するものである。

IV. 事業の内容

1. 対象地域名

北東部及びその周辺の貧困度の高い地域（14 県対象）

2. 事業概要

(1) 貧困層への融資
(2) 事業監理・モニタリングに必要な資機材の調達
(3) コンサルティング・サービス（参加金融機関及びマイクロファイナンス支援機関の能力強化、マイクロファイナンス支援機関が実施する対象受益者の収入向上活動強化への支援等）

3. 総事業費・

2,759 百万円（うち円借款対象額：2,575 百万円）

4. スケジュール（審査時見込み）

2008 年 1 月～2013 年 12 月を予定（計 72 ヵ月）。コンサルティング・サービスの完了時をもって事業完成とする。

5. 実施体制

(1) 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府（The Democratic Socialist Republic of Sri Lanka）
(2) 実施機関：スリランカ中央銀行（Central Bank of Sri Lanka）
(3) 操業・運営／維持・管理体制：(2)に同じ。本事業のリボルビング・ファンドは、実施機関となる中央銀行地域開発部が、貧困緩和マイクロファイナン事業（以下、「PAMP-I」と言う。）のリボルビング・ファンドと一体的に管理を行う。

6. 環境及び社会面の配慮

(1) 環境に対する影響／用地取得・住民移転
①カテゴリ分類：C
②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力ガイドライン」（2002 年 4 月制定）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリ C に該当する。
(2) 貧困削減促進：対象地域選定に際しては、貧困層の割合の高い地域を優先する。本案件は当行規定の貧困対策案件に該当する。

(3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：民族や人種等を超えて、条件を満たしさえすれば誰でも本事業にアクセスできる環境を作るため、参加金融機関及びマイクロファイナンス支援機関の選定において、実施機関が配慮する。

7. その他特記事項：特になし。

V. 事業効果

1. 運用・効果指標

指標名	目標値 （2015 年[事業完成 2 年後]）
ローン借入件数（件）	75,000
ローン承認合計額（ルピー）	2,000,000,000
対象受益者（エンド・ユーザー）による 2 回目以降の借り入れ率(%)	90%
期日内の返済率（%）	90%
貧困ラインを超える受益者の割合（%）	50%

2. 受益者数

延べ 315,000 人

VI. 外部要因リスク

気候条件、特に洪水や旱魃による収入向上活動への影響

VII. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の類似案件の事後評価からは、（１）資金を提供する機関の中央レベル、県レベルの管理職職員及び担当職員に対する訓練・研修を実施し、審査方法について支店による差異が出ないように工夫すること、また、組織のネットワークを活用した遠隔地への効果的なアクセス及び返済延滞がおきた場合の効果的なフォローアップができる手法を仲介金融機関が事前に習得しておくことが必要、（２）単発的な研修ではエンド･ユーザーの持続的な能力開発につながっていないため改善が必要、また、現場での適時の課題把握及び対応のため実施機関のモニタリング強化が必要、（３）リボルビング・ファンドの利用の状況についてモニタリングを行うとともに、利用の促進を図る方法等について実施機関と協議を継続すること、また、他の類似事業や、先行事業のリボルビング・ファンドのスキームとの整合性について配慮と対策を行うことが重要である、との教訓を得ている。

本事業において、（１）コンサルティング・サービスを通じた参加金融機関及びマイクロファイナンス支援機関向けの研修の強化、フィールド・オフィサーの配置によるモニタリング体制の強化、（２）コンサルティング・サービスにより参加金融機関及びマイクロファイナンス支援機関の能力強化を図ることにより、現場においてエンド・ユーザーレベルでの持続的なインプットを行うとともに、中央及び地方レベルともに実施機関のモニタリング強化を図る、（３）リボルビング・ファンドの利用促進につながるよう、本事業では、エンド・ユーザーから回収した資金

を即座にリボルビング・ファンドとして実施機関からリファイナンスする仕組みに変えていくこととしている。また、本事業では、事業本体のクレジット・コンポーネントと、リボルビング・ファンド分とをあわせて、実施機関によるモニタリングが実施される予定である。また、2007年より先行案件（PAMP-I）のリボルビング・ファンドの運用が始まっており、本事業のリボルビング・ファンドとも金利面、融資期間等で整合性を持たせるよう、継続的にスリランカ政府及び中央銀行と協議を行っている。
VIII. 今後の評価計画
1. 今後の評価に用いる指標 運用効果指標として「V.」で挙げているものに加え、ベースライン調査時に設定予定。 2. 今後の評価のタイミング 事業完成２年後